

本足場を設置している場合であっても「より安全な措置」等に取り組みましょう!

～墜落・転落災害防止のための更なる取組をお願いします～

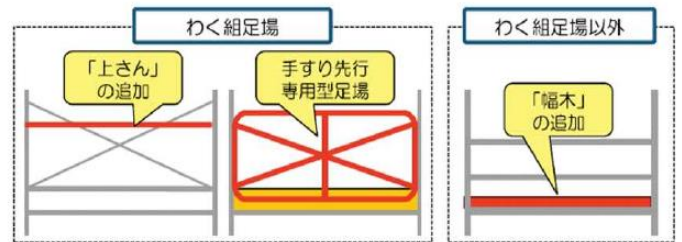
安全性が高い本足場であっても、墜落・転落災害は少なからず発生しています。

災害の例としては、①荷の上げ下ろしのために足場に一時的な開口部を設けたところ、そこから墜落した、②筋交いの隙間や中さんの下方から身を乗り出した際に墜落した、③足場の組立・解体時に、手すり等のない足場最上部から墜落した、など多岐にわたっています。

本足場を設置することで、高所作業の安全性は高まりますが、それだけでは完全に墜落・転落災害を防止することはできません。このため、厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の防止のための「より安全な措置」等として、以下の3点を推奨しています。

1：上さん・幅木などの設置

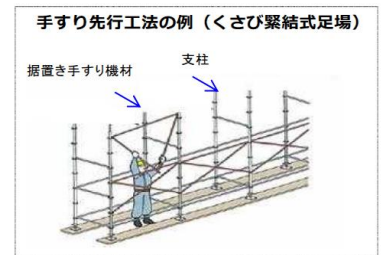
- わく組足場の場合
 - ・ 法定の措置に加え「上さん」を設置すること。
 - ・ 「手すり先行専用型足場」を設置すること。
- わく組足場以外の足場の場合
 - ・ 法定の措置に加え「幅木」を設置すること。



2：手すり先行工法、及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

「手すり先行工法等に関するガイドライン」※に基づいた手すり先行工法による足場の組立等を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。

※厚生労働省ホームページに掲載。



3：足場等の安全点検の確実な実施

足場の組立て・変更時等の点検は、十分な知識・経験がある者によって、チェックリスト※に基づいて行うこと。

※厚労省ホームページに掲載「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（別添：「より安全な措置」等について）」

労働安全衛生規則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

このリーフレットの内容については、福岡労働局、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

足場からの墜落防止対策 強化

検索